

## 天災等の際の措置

- (1)「第一次試験」(学科)及び「第二次試験」(設計製図)ともに、再試験は実施しません。
  - (2)「第一次試験」(学科)において、天災等により受験できなかった場合で、センター理事長が認める場合には、受験手数料を返還します。
  - (3)「第二次試験」(設計製図)において、天災等により多数の受験者が受験できなかった場合で、センター理事長が認める場合には、次の措置を講じます。
    - ①「第一次試験」(学科)からの受験者については、令和9年から令和13年までのうち3回の「第一次試験」(学科)を免除します。なお、受験手数料は返還しませんが、令和9年の試験に限り受験手数料を徴収しません。
    - ②「第二次試験」(設計製図)からの受験者については、「第一次試験」(学科)に合格した次の年から続く4回には、令和8年試験を含めないこととします。なお、受験手数料については、多数の受験者が受験できなかった場合でなくとも、センター理事長が認める場合には返還します。
- ※天災等により受験できなかった場合には、当センターに連絡して下さい。